平成23年度 一般会計歳出 第３款２項２目 戸籍住民登録費 13(8) 住記改修委託料

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 市民局窓口サービス課 システム担当	担当者名（すずき たかひろ）鈴木 崇広 電話 671-4330

設　　計　　書

1　委　託　名　用紙トレイ取出し抑止機能付きプリンタ台製作等業務委託

2　履行場所　市内区役所戸籍課(18箇所)、市内行政サービスコーナー(13箇所)他

3　履行期間又は期限　☑ 期間　契約締結日　から　平成24年３月31日　まで
☐ 期限　平成　年　月　日　まで

4　契約区分　☑ 確定契約　☐ 概算契約

5　その他特約事項

6　現場説明　☑ 不要
☐ 要　（　月　日　時　分　場所　）

7　委託概要　用紙トレイ取出し抑止機能付きプリンタ台を製作し、区役所戸籍課、行政サービスコーナー等に搬入し、設置、調整を行う。

8　部　分　払

□　す　　る　（　　回以内）

☑　し な い

業　　務　　内　　容	履行予定月	数　　量	単　位	単　価	金　　額
内訳書のとおり					

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
※概算数量の場合は，数量及び金額を　（　）　で囲む

委　託　代　金　額　　￥

内　訳　業　　務　　価　　格　　￥

消費税及び地方消費税相当額　　￥

内　訳　書

名　称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金　額 (円)	摘　要
1　プリンタ台製作						
(1)　仕様調整		5.00	人日			
(2)　製作費（部材費含む）			一式			
2　搬送・設置						
(1)　搬送／設置調整費		32.00	箇所			
小計						
(契約締結日～H24.03)						
計						
消費税及び地方消費税相当額						
委　託　代　金　額						

＊概算数量の場合は，数量及び金額を（　）で囲む

用紙トレイ取出し抑止機能付きプリンタ台
製作等業務委託仕様書

横浜市（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この委託契約の業務内容等について、その詳細を次のとおり定める。

１．契約の目的

甲の各区役所戸籍課及び行政サービスコーナーでは、平成24年２月中旬以降に順次、住民記録システムの機器更新を行う。更新後に導入するプリンタでは、用紙トレイを誰でも容易に引き出すことができるため、用紙トレイに入れている改ざん防止加工をした地紋紙について盗難の恐れがあるだけでなく、床に直に置くことによる作業効率面のロス及び衛生面の不安が生じる。そのため、これらを解決するための機能を有するプリンタ設置台（以下「プリンタ台」という。）を製作し、各区役所戸籍課及び行政サービスコーナーに搬入・設置する作業を委託により行い、そのために必要な事項を定めることを目的とする。

２．履行期間

契約締結日から平成24年３月31日まで。

３．作業履行場所

甲乙間の協議や本契約に定められた作業を行うための甲の拠点としては、乙がプリンタ台の製作のために必要な作業場所のほか、市民局窓口サービス課分室（中区尾上町１丁目６番地：住友生命横浜関内ビル７階）とし、甲の各区役所（18箇所）及び各行政サービスコーナー（13箇所）、窓口サービス課分室（１箇所）を、その成果品である搬入・設置場所（以下「展開拠点」という。）とする。

※ プリンタ台の搬入・設置場所については、別添「プリンタ台搬入先一覧」を参照すること。

４．委託業務内容

乙は、契約後直ちに甲と作業内容の調整を行い、後述の「５．委託業務の進め方について」の内容にしたがって、以下に示す作業を実施すること。

⑴　用紙トレイ取出し抑止機能付きプリンタ台の製作

上記３の履行場所に設置されるプリンタ（富士通製XL-9440E、詳細は別添資料を参照のこと）を前提として、別に示すとおりの外形寸法及び部材・工法等により、用紙トレイ取り出し抑止機能付きプリンタ台を製作すること。なお、基本的な設計仕様はこの別添資料のとおりと想定してよいが、プリンタの日々の利用、及び保守作業等に支障をきたさないようにするため、契約締結後に甲乙間で寸法、塗装色・仕上げ等を含め詳細について協議及び合意のうえ、製作に着手すること。

またあわせて、このプリンタ台にはすべて共通のマスタキーで開錠できる鍵をつけ、乙は最終的な搬入・設置終了後に、甲と調整して決定する鍵の納品数を書面等により報告すること。

⑵　プリンタ台の搬入・設置

製作後、甲の検査を受けたプリンタ台について、上記３及び別に示す「プリンタ台搬入先一覧」のとおり、プリンタ台の搬入及び設置作業を行うこと。

展開拠点においてプリンタを製作したプリンタ台に置き、がたつきなど使用上の問題点がないか確認すること。また、プリンタにあらかじめ接続されていた電源ケーブル、ＬＡＮケーブルなどはプリンタ設置後、確実に元と同じように接続を戻すこと。

行政サービスコーナーについては、作業スペースに限りがあるため、現地で組立てなどはできないので、あらかじめ組立てた形で搬入・設置を行なうこと。

なお、この搬入にあたり以下の制約があることから、搬送及び設置に利用する車両や要員の確保の面を考慮して計画を立てることとし、この内容については甲乙間で別途詳細を協議することとする。

ア　各区役所（戸籍課）への搬入・設置について

（ア）平日（祝日を除く月曜から金曜）

開庁時間は17時15分までとなっているため、概ね17時30分前後から、プリンタ台の搬入・設置作業を行うことが可能。

（イ）土曜（毎月第２／第４土曜のみ）

12時まで開庁していることから、区によっても異なるが、概ね12時30分前後から、プリンタ台の搬入・設置作業が可能。

イ　各行政サービスコーナーへの搬入・設置について

（ア）平日（祝日を除く月曜から金曜）

業務時間は７時30分から19時までとなっているため、概ね19時15分前後から、プリンタ台の搬入・設置作業を行うことが可能。

（イ）土曜日及び日曜日

業務時間は９時から17時までとなっているため、概ね17時15分前後から、プリンタ台の搬入・設置作業を行うことが可能。

ウ　市民局窓口サービス課分室への搬入・設置について

（ア）平日（祝日を除く月曜から金曜）

業務時間は８時30分から17時15分となっており、業務時間内にプリンタ台の搬入・設置作業を行うことが可能。

エ　搬入時の車両利用等の制約について

各区役所及び行政サービスコーナーについては、専用駐車場を確保できない場合や、利用できる車両サイズに制限等がある場合があることから、搬入・設置作業の間、乙が別途近隣の駐車場を確保する前提とすること。

また、搬入に際し施設によっては別途、台車等を利用する場合の経路やエレベータ等を指定される場合があるので、詳細は契約後に別途甲と協議するものとする。

エ　納品（搬入・設置）スケジュールについて

対象となるプリンタの各展開拠点における機器更新スケジュールは別に示すとおりとし、これらの機器更新作業日以前に、当該の各展開拠点にプリンタ台のみを搬入することはできない。ただし、機器更新の同日に搬入・設置作業を行う点について調整することは可能であるので、詳細は契約後に甲乙間で別途協議するものとする。

なお、各展開拠点の搬入・設置作業に係る必要な経費については、甲が賃与又は提供するものを除き、最終章７「(1) 経費負担」の内容に準じて乙が負担すること。

(3)　ドキュメント作成

乙は上記作業をどのような形で履行するか「(1) 用紙トレイ取出し抑止機能付きプリンタ台の製作」でも示したとおり、契約後すみやかに甲と協議のうえ製作に着手できるよう、設計仕様を踏まえた基本的な考え方を予め整理しておくこと。そのうえで、各展開拠点に納品するプリンタ台とは別の最終成果物として、製作したプリンタ台の寸法・設計仕様等を取りまとめた図面、及び関連資料等をドキュメントとしてまとめることとし、これらを次章５「(2) 作業成果物の作成及び納品の際の留意点」の内容にしたがって作成した後、甲に説明のうえその承認を得て納品すること。

５．委託業務の進め方について

(1)　作業実施体制等の整備及び事前の提示

ア　搬入・設置スケジュールの作成

乙は、製作及び甲の検査に係る期間を考慮したうえで、納入するプリンタ台を各展開拠点に搬入・設置するマスタスケジュール（工程表）の案を作成し、最終成果物の提示時期を含めて甲の担当者に書面で提出し、作業の本格着手前にその了承を得ること。またこのスケジュール表については、成果物にも含めること。

イ　作業体制図の作成

乙は、担当者について、これらの作業を問題なく履行できるような体制を整え、甲に書面で提出し作業着手前にその了承を得ること。またこの体制図については、成果物にも含めること。

(2)　作業成果物の作成及び納品の際の留意点

プリンタ台を除く作業成果物となるドキュメント類については、原則としてA4サイズの文書として正・副一部ずつ、また電子データとしてCD-RまたはDVD-R等の記録媒体に格納し、一般のパソコンで問題なく参照できることを確認後、これらを納品すること。

またその様式・体裁、内容等については、別途、甲と詳細を協議することを前提とするが、これまで記載しているドキュメント類のほか、各展開拠点においてプリンタ台を搬入・設置した後、現地での設置状況を記録として残すため、各展開拠点のうち最低1台のプリンタ台の設置イメージをデジタルカメラで撮影のうえ、電子データに含めること。なおこの撮影に必要な各展開拠点との調整については、甲が行う。

⑶　成果物の引き渡し

乙は、本契約に定める作業完了後、上記２の「履行期間」の期限の前に、甲に対しこれらの成果物を前項のとおり書面及び記録媒体で提出すること。

甲はその成果物について検査を行うものとするが、この検査の段階において成果物の一部又は全部が不完全であると判断された場合、乙は再度書面及び記録媒体で成果物を提出しなければならない。

⑷　仕様の確認

本契約では、原則として別添資料に示すとおりの仕様でプリンタ台の製作を乙に委ねるものとするが、実際の製作に入る前に必ず、乙は別途、この仕様の内容について確認のうえ甲と詳細を協議することとし、独善的に作業を進めないこと。

６．機密の保持

乙は、上記４「委託業務内容」に定める業務の実施にあたっては、甲が別途定める「委託契約約款」、また各区戸籍課及び行政サービスコーナーに立ち入ることから「個人情報取扱特記事項」を遵守すると共に、作業上知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

また、本作業に従事した者がその作業から離れた場合も同様とする。

７．その他

乙は、本作業にあたり以下の点にも留意すること。

⑴　経費負担

ドキュメントの作成やプリンタ台の搬入、調整に係る経費など、本業務を履行するうえで通常必要となる経費については、原則として乙の負担とする。

⑵　作業実施場所及び必要機器等

作業実施時における作業場所及び必要な機器等、事前に想定し得る範囲のものは、原則としてすべて乙が用意することとし、この準備・甲との調整等に必要な経費が生じる場合は同様に乙が負担すること。

⑶　定めのない事項の取扱

本件に係る契約は、委託契約約款及び本仕様書の内容を前提として行われるものとするが、これらに定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議の上、これを定める。

以　上

別紙

１　プリンタ台に設置するプリンタについて

(1) プリンタ機種　富士通製　XL-9440E

製品の寸法は別添メーカー資料参照。

(2) トレイ構成

オプションの拡張給紙ユニット３段をセットして使用。（全４段）

セットする用紙サイズ

最上段　Ａ４、２段目　Ａ４，３段目　Ｂ４，最下段　Ａ４

※　Ｂ４をセットしたときは用紙トレイがプリンタ本体前面から約１５cm 出っ張る構造となる。

(3) 重量

プリンタ本体（約２３ｋｇ）に加えて、拡張給紙ユニット３段と用紙トレイにそれぞれ５５０枚×４段、合計２２００枚用紙が入ることを考慮して、プリンタ台の耐荷重を設計すること。

２　プリンタ台仕様について

(1) プリンタ台の形状等

・別紙の構造を基本とするが、最終的な図面は契約後に甲乙協議の上、決定する。

・前面扉は片開きとし、前面扉には樹脂製の取っ手を取り付けること。

・シリンダー錠は施錠時抜差しとし、全て同番号（同じ鍵）とする。

(2) 素材、仕上げ等

・本体　SPCC 0.8t 以上とし、60kg の耐荷重があること。

・フレーム　STKMRK25×25×1.2 以上

・塗装　粉体焼付塗装、メラミン焼付塗装等とする。色はプリンタ本体に類似の色（アイボリー）とし、単色で塗装する。

・キャスターの径はφ50、素材はナイロン製とする。自在キャスター（ストッパー付き）２個、固定キャスター２個の構成とする。

(3) その他

・塗装や溶接には、人体に有害な物質ができるかぎり含まない材料を使用し、戸籍課での使用時に利用者の健康を害することがないこと。

品番	部　品　名	図　番	材　料（材質）	所要数
1	底板		SPCC 0.8/1.2 等	1
2	フレーム		STKMRK25x25x1.2 等	1
3	扉		SPCC 0.8 等	1
5	自在キャスター		ナイロン双輪ストッパー付	2
6	固定キャスター		ナイロン単輪	2

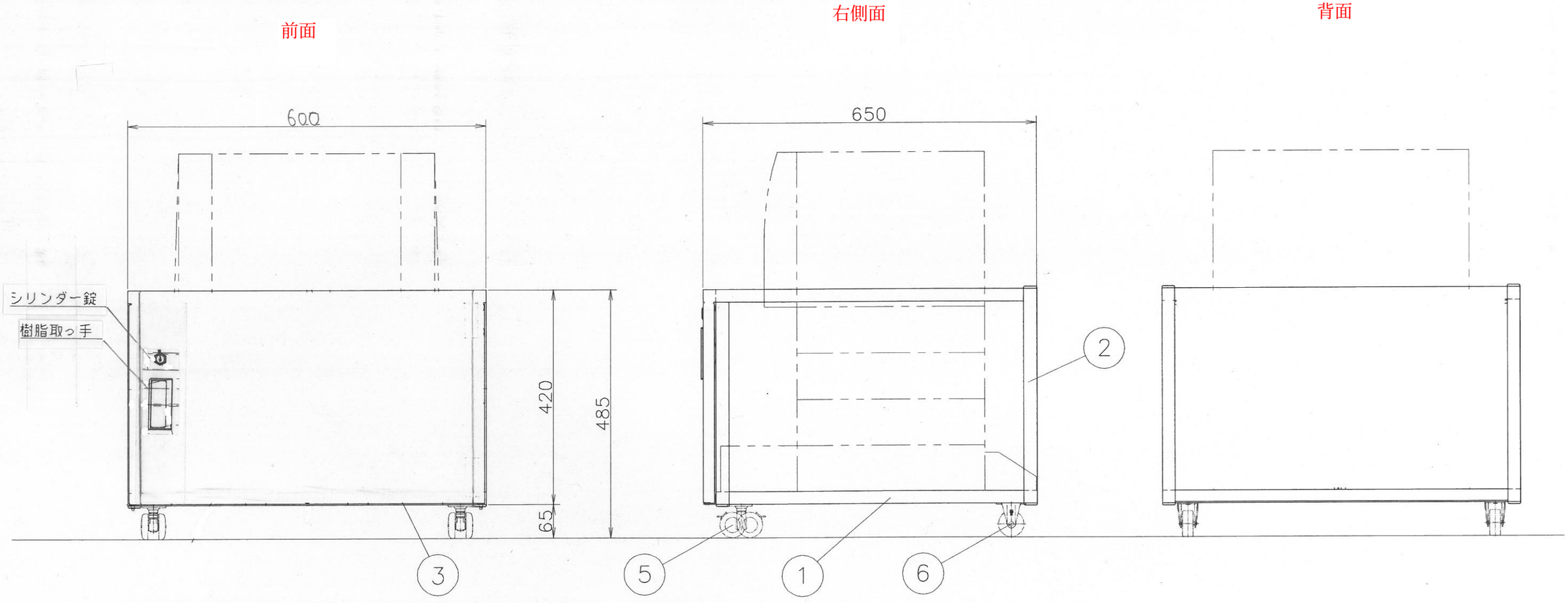

Printia LASER XL-9440E 仕様

Printia LASER 仕様

機種名			XL-9440E
印刷方式			半導体レーザー+電子写真プロセス(1成分)
データ処理解像度			2400dpi相当×600dpi(1200dpi相当)、1200dpi×1200dpi、600dpi×600dpi、300dpi×300dpi
スムージング / 画質補正技術			SuperFEIT(Fujitsu Enhanced Image Technorogy)
印刷速度(注1)	片面印刷	A4	44.0枚/分
		B4	28.0枚/分
		A3	25.0枚/分
		ユーザー定義	11.6～44.0枚/分
	両面印刷	A4	30.8ページ/分
		B4	16.8ページ/分
		A3	15.0ページ/分
用紙サイズ			A3、B4、A4、B5、A5、レター、リーガル、郵便はがき、ユーザー定義サイズ(紙幅90～297mm、長さ148～432mm)、長尺紙(紙幅297mm固定、長さ420.1～900mm)(注2)
給紙容量(64g/m^2)	給紙カセット		550枚(A3、B4、A4、B5、A5、レター、リーガル、ユーザー定義サイズ)
	給紙トレイ		200枚(A3、B4、A4、B5、A5、レター、リーガル、長尺紙、ユーザー定義サイズ、郵便はがき:60枚)
	オプション給紙		拡張給紙ユニット:550枚カセット給紙(A3、B4、A4、B5、A5、レター、リーガル、ユーザー定義サイズ)(注)最大3個増設可能
	最大給紙枚数		2,400枚
用紙種類			給紙カセット:普通紙/再生紙(注3)(60～90g/m^2)、厚紙1(91～157g/m^2)、厚紙2(158～216g/m^2)、OHPフィルム(乾式PPC用)(注3) 給紙トレイ:普通紙/再生紙(注3)(60～90g/m^2)、厚紙1(91～157g/m^2)、厚紙2(158～216g/m^2)、郵便はがき、OHPフィルム(乾式PPC用)、ラベル紙(乾式PPC用)、長尺紙
排紙方式(64g/m^2)			フェースダウン:500枚
両面印刷			オプション(XL-DUPMC必須)
	対応用紙サイズ		A3、B4、A4、B5、A5、レター、リーガル
対応プリンタシーケンス (注13)			XLプリンタドライバ(Windows®98 / Me / 2000 / XP / 7、Windows Vista®、WindowsNT®4.0、Windows Server® 2003 / 2008 / 2008 R2) ESC/P (注14)
搭載フォント			明朝体、ゴシック体、欧文2書体(ESC/P使用時のみ有効)
対応ネットワーク (注13)			TCP/IP(Windows®98 / Me / 2000 / XP / 7、Windows Vista®、WindowsNT®4.0、Windows Server® 2003 / 2008 / 2008 R2) SNMP(MIB-II、プリンタMIB)、IPP、HTTP
インターフェース			IEEE1284準拠双方向パラレルインターフェース / LANインターフェース (1000BASE-T/100BASE-TX /10BASE-T共用) / USB2.0準拠
搭載CPU			RISCチップ: PowerQUICC® II Pro SC8311(333MHz)
内蔵メモリ			64MB(最大320MBまで増設可能)
オプションメモリ			256MB
使用環境条件(注4)			温度:10℃～32℃、湿度:15%～85%RH(結露しないこと)
電源			AC100V±10% (矩形波が出力される電源機器には接続しないでください。故障の恐れがあります。)
消費電力	最大		1350W以下
	パワーセーブ時		20W(FAN停止後5W以下)
ファーストプリントタイム(注5)			4.8秒以下(給紙トレイからの給紙の場合)
ウォームアップタイム(電源投入時)(注6)			18秒以下
稼働音	稼働時:標準		58dB(A)
	待機時		34dB(A)
外形寸法(W×D×H)mm (オプション込みの寸法は各機種の寸法図を参照ください。)			518×429[628.5]×390(本体のみ)(注7)
TEC値(注15)			3.42kWh
質量			約23.0Kg(消耗品含まず)
装置寿命 (注8)			5年(注9)または120万ページ(注10)
添付品			電源コード(約2.5m)、プロセスカートリッジ(注11)、A3ユニバーサルカセット(注12)、プリンタユーティリティ(CD-ROM)、ハードウェアガイド(取扱説明書)、保証書、設置ガイド、用紙サイズラベル、紙づまり解除ポイント
電源プラグ形状(変換プラグ未接続時)			3極(2P-3P変換プラグ付き)

(注1) 同一原稿を連続印刷した場合。厚紙やOHPシート、ユーザー定義サイズ、郵便はがき等の特殊用紙への印刷の場合は、印刷速度が遅くなります。(過熱防止のため、連続印刷中に印刷速度が低下する場合があります。また、装置の状態により最大±0.3枚/分の差が発生します)

(注2) A4、B5、A5、レター、郵便はがきは横送りです。長尺紙に印刷する場合は下端余白を充分にとって(10mm以上)印刷してください。全領域(全長)に印刷すると印刷内容の下端が欠ける場合があります。

(注3) 使用される紙種、使用環境により印刷品質や用紙走行性に差異が生じる場合がありますので、事前に試し印刷で支障が無いことを確認してください。

(注4) 高温、高湿環境では画質、動作等に影響する場合があり、保証外となります。

(注5) 給紙開始から排紙終了までの時間。原稿、印刷品質等により異なります。(A3機の場合は「A4サイズ横送り」、A4機の場合は「A4サイズ縦送り」)

(注6) プリンタの使用環境によっては、記載より時間がかかる場合があります。

(注7) A4横送り、B5、A5、レターの用紙使用時はカセットを縮小。

(注8) ご使用の頻度や用紙、温湿度環境により、装置寿命が大幅に短くなる場合があります。記載の内容は目安であり、保証するものではありません。保証書による保証期間は、ご購入後6ヶ月間(引取修理)です。また、本製品には装置寿命内にサービスマンによる交換作業が必要な定期交換部品が含まれています。

(注9) 電源投入時間が8時間 / 日(200時間 / 月)の場合。電源投入時間が長い場合は、装置寿命が短くなります。(5年の動作を保証するものではありません。)

(注10) また、この値は、定期交換部品および600K交換キットを交換した場合のものになります。A4サイズ横送り、A4対応機についてはA4サイズ縦送りの場合。長い用紙をご使用の場合は、装置寿命までに印刷できるページ数が減少します。

(注11) 約6,000ページ印刷可能。JIS X6931 (ISO/IEC 19752)に基づく公表値
装置に添付されたプロセスカートリッジは、安定した画質を維持するために、ご使用開始から1年以内で使い切ることを推奨します。
(注12) 550枚。
(注13) 最新情報は OS対応状況 をご参照ください。
(注14) ウイングアークテクノロジーズ株式会社製「Report Director Enterprise」、「SVF for Java Print」使用時に、プリンタの機種を「EPSON ESC/Page」にして印刷するときは、エミュレーション設定を「ESC/P」にします。
(注15) TEC値とは、プリンタなどのオフィス機器における「概念的1週間の消費電力量」のことで稼動とスリープ/オフが繰り返される5日間とスリープ/オフ状態の2日間における消費電力量の測定により算出されます。(TEC=Typical Electricity Consumption)

ページの先頭へ

外形寸法

(単位:mm)

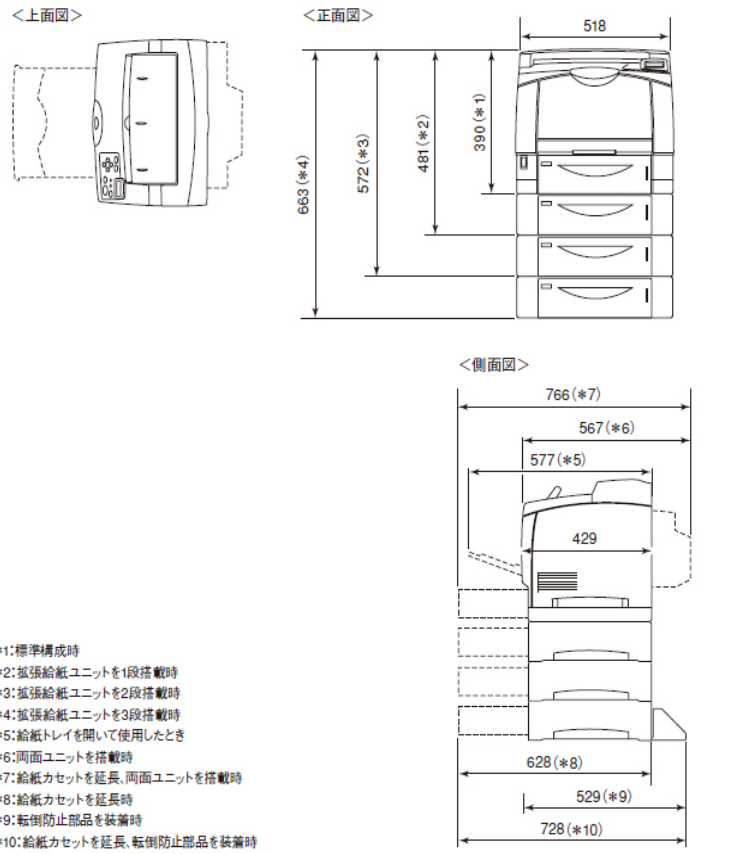

*1:標準構成時
*2:拡張給紙ユニットを1段搭載時
*3:拡張給紙ユニットを2段搭載時
*4:拡張給紙ユニットを3段搭載時
*5:給紙トレイを開いて使用したとき
*6:両面ユニットを搭載時
*7:給紙カセットを延長、両面ユニットを搭載時
*8:給紙カセットを延長時
*9:転倒防止部品を装着時
*10:給紙カセットを延長、転倒防止部品を装着時

ページの先頭へ

給紙ユニットの増設パターン

印刷時の推奨メモリ容量

機種名	XL-9440E					
印刷モード	1200dpi×1200dpi		600dpi×600dpi		300dpi×300dpi	
用紙サイズ	片面	両面	片面	両面	片面	両面
A5	64MB(標準)	64MB(標準)	64MB(標準)	64MB(標準)	64MB(標準)	64MB(標準)
B5						
A4						
B4		+256MB(注)				
A3						
長尺	—	—	—	—		—

(注):標準メモリでも印刷は可能ですが、データの内容によっては印刷できない場合がありますのでメモリ増設を推奨します。

ESC/Pはセイコーエプソン(株)の登録商標です。Microsoft、Windows、Windows Vista、WindowsNT、WindowsServerは米国Microsoft社の米国およびその他の国での登録商標、または商標です。Windows® MeはMicrosoft® Windows® Millennium Editionの略称です。Citrix、MetaFrameは、Citrix Systems, Inc.の米国およびその他の国における登録商標、または商標です。QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。PowerQUICC®はFreescale Semiconductor, Inc. の登録商標です。ウイングアークテクノロジーズ、SVF、Suoer isual Formade、RDE、Report Director Enterpriseはウイングアークテクノロジーズ株式会社の日本およびその他の国における登録商標または商標です。その他一般に製品名、社名は各社の商標または登録商標です。

- 本カタログに記載の製品価格には消費税は含まれておりません。また導入および修理に当たっての配送、設置、インストール、操作指導に要する料金および廃却に伴う費用などは含まれておりません。
- プリンタ本体は日本国内仕様であり、海外での保守サービスおよび技術サポートは行っておりません。

なお、お客様の責任において海外に持ち出される場合は輸出許可証が必要となる場合がありますのでご注意ください。

- 本製品の保守部品の最低保有期間は製造終了後5年です。
- 誤操作や故障などによる損害などの責任を当社では一切負いかねます。
- 本カタログのプリンタにはプリンタケーブルは付属していません。別途ご購入ください。
- 本製品(本体)の保証期間は6か月です。
- 本カタログに記載された製品は、日本国内仕様であり、添付のドライバなどは、各OSの日本語版にのみ対応しております。
- 本カタログの製品の仕様その他は改良などの目的で予告なく変更する場合があります。

純正カートリッジをおすすめします。

富士通プリンタは、純正のプロセスカートリッジ、トナーカートリッジ、ドラムカートリッジ使用時に最高の性能が得られるように設計されています。純正品以外のものをご使用になりますと、プリンタ本体の故障の原因になったり、印刷品質が低下するなど、本来の性能が発揮できない場合があります。純正品以外のカートリッジご使用に起因する装置故障への対応につきましては、保守契約または保証期間内であっても有償となりますので、ご留意ください。

Printia LASER XL-9440E 製品情報

仕　様　オプション&サプライ　対 応 用 紙

Printia LASER XLシリーズ 共通

特　長　ネットワーク　アプリケーション連携
環 境 対 策　サービス&サポート

▲XL-9440E トップページに戻る　▲TOPに戻る

ページの先頭へ

FUJITSUホーム　企業情報　FUJITSUサイトについて　個人情報保護ポリシー　アクセシビリティ

Copyright 1994 - 2011 FUJITSU

プリンタ台搬入先一覧

■区役所

		住所	プリンタ台数
1	鶴見区役所戸籍課	鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	8
2	神奈川区役所戸籍課	神奈川区広台太田町3番地8	6
3	西区役所戸籍課	西区中央一丁目5番10号	4
4	中区役所戸籍課	中区日本大通35番地	5
5	南区役所戸籍課	南区花之木町三丁目48番地1	6
6	港南区役所戸籍課	港南区港南中央通10番1号	6
7	保土ケ谷区役所戸籍課	保土ケ谷区川辺町2番地9	5
8	旭区役所戸籍課	旭区鶴ヶ峰1丁目4番地12	10
9	磯子区役所戸籍課	磯子区磯子三丁目5番1号	5
10	金沢区役所戸籍課	金沢区泥亀二丁目9番1号	6
11	港北区役所戸籍課	港北区大豆戸町26番地1	10
12	緑区役所戸籍課	緑区寺山町118番地	5
13	青葉区役所戸籍課	青葉区市ケ尾町31番地4	10
14	都筑区役所戸籍課	都筑区茅ヶ崎中央32番1号	6
15	戸塚区役所戸籍課	戸塚区戸塚町157番地3	7
16	栄区役所戸籍課	栄区桂町303番地19	4
17	泉区役所戸籍課	泉区和泉町4636番地2	4
18	瀬谷区役所戸籍課	瀬谷区二ツ橋町190番地	4
		計	111

※区役所では戸籍課および証明発行窓口の2箇所にプリンタが設置されており、
設置場所が異なるフロアとなっている区があります。

■行政サービスコーナー

		住所等	プリンタ台数	所管区
1	鶴見駅西口行政サービスコーナー	鶴見区豊岡町2番20号 JR鶴見駅西口「フーガ1（西友）」前	2	鶴見区
2	横浜駅行政サービスコーナー	西区高島二丁目25番5号 横浜駅構内みなみ通路	4	西区
3	上大岡駅行政サービスコーナー	港南区上大岡西一丁目9番B－1号 地下鉄上大岡駅構内	2	港南区
4	港南台行政サービスコーナー	港南区港南台三丁目3番1号 港南台２１４ビル3階	2	港南区
5	二俣川駅行政サービスコーナー	旭区二俣川2丁目91番地の7 相鉄線二俣川駅「二俣川ステーションプラザ」内	2	旭区
6	新杉田行政サービスコーナー	磯子区新杉田町8番地の7 「新杉田複合施設」2階	2	磯子区
7	金沢文庫駅東口行政サービスコーナー	金沢区谷津町380番地 京急金沢文庫駅東口階段をおりてすぐ右側	2	金沢区
8	新横浜駅行政サービスコーナー	港北区新横浜二丁目100番地 地下鉄新横浜駅構内「駅事務所」ならび	2	港北区
9	日吉駅行政サービスコーナー	港北区日吉二丁目1番1号 東急東横線・目黒線日吉駅「テコプラザ」内	2	港北区
10	長津田駅行政サービスコーナー	緑区長津田四丁目1番1号 東急田園都市線長津田駅構内	2	緑区
11	あざみ野駅行政サービスコーナー	青葉区あざみ野二丁目1番地の2 東急田園都市線あざみ野駅構内	2	青葉区
12	戸塚駅行政サービスコーナー	戸塚区戸塚町12番地の1 戸塚駅地下1階「modi（まるい食遊館）」入口横	2	戸塚区
13	東戸塚駅行政サービスコーナー	戸塚区品濃町692番地 JR横須賀線東戸塚駅東口バスターミナル前	2	戸塚区
			28	

■その他

		住所等	プリンタ台数	
	市民局窓口サービス課分室	中区尾上町1－6　住友生命横浜関内ビル7階	1	

全台数	140

2012/1/17 ver 1.0

■住記システム端末機器更新スケジュール

※区役所・行サビ名の後にあるアルファベット名は、担当CE派出元の識別記号になります

イベント	初日	2日目	3日目	区役所1	区役所2	区役所3	区役所4	行サビ1	行サビ2	行サビ3
区展開(先行) (瀬谷区対応)	2/17(金)	2/18(土)	2/19(日)	瀬谷区 C				新杉田(2/19のみ) D		
区展開(先行)－2	2/17(金)	2/18(土)			磯子区 D					
行サビⅠ	2/22(水)							長津田駅 C	上大岡駅 B	金沢文庫駅東口 E
区展開Ⅰ (休日開庁)	2/25(土)	2/26(日)		港南区 B	金沢区 E	神奈川区 A	緑区 C			
行サビⅡ	2/29(水)							東戸塚駅 C	日吉駅 A	あざみ野駅 F
区展開Ⅱ	3/2(金)	3/3(土)		青葉区 F	南区 B	港北区 A	戸塚区 C			
行サビⅢ	3/7(水)							鶴見駅西口 A	戸塚駅 C	横浜駅 D
区展開Ⅲ (休日開庁)	3/10(土)	3/11(日)		鶴見区 A	旭区 C	中区 B	栄区 D			
行サビⅣ	3/14(水)							二俣川駅 C	新横浜駅 A	港南台 B
区展開Ⅳ	3/16(金)	3/17(土)		都筑区 A	保土ケ谷区 C	泉区 C				
区展開Ⅳ－2	3/17(土)	3/18(日)					西区 B			

【作成】市民局窓口サービス課

委 託 契 約 約 款

（総則）

第１条　委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　乙は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、甲は、その契約代金を支払うものとする。

３　履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

４　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

５　この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

７　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

９　この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（内訳書及び工程表）

第２条　乙は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。

２　乙は、この契約締結後７日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要がないと認めたときは、省略することができる。

３　内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

（着手届出）

第３条　乙は、この契約締結後７日以内に契約履行着手届出書を、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要がないと認めたときは、省略することができる。

（権利義務の譲渡等の制限）

第４条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，若しくは継承させ，又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　乙は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第２項の規定による検査に合格したもの及び第31条第４項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第５条　乙は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下本条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に甲に無償で譲渡するものとする。ただし、乙がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、乙に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に乙が当該権利の一部を甲に無償で譲渡することにより、甲乙の共有とするものとする。

２　甲は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

３　乙は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、甲は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

４　乙は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第１条第４項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

５　乙は、第１項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、甲乙協議して定める。

６　甲は、乙が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

７　乙は、次条ただし書の規定により第三者に委任し、又は

請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６条　乙は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（特許権等の使用）

第７条　乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第８条　乙は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、甲に通知しなければならない。

２　前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第９条　乙は、契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後７日以内に、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

２　現場責任者は、契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

３　乙は、契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

（履行の報告）

第10条　乙は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、甲に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条　乙は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

２　乙は、設計図書において甲の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。

３　甲は、乙から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から７日以内に、これに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第12条　甲から乙に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２　甲は、支給材料又は貸与品を乙の立会いの上、甲の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、遅滞なく、その旨を甲に通知しなければならない。

３　乙は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から７日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

４　甲は、乙から第２項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

５　甲は、前項の規定にかかわらず、乙に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

６　甲は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

７　甲は、前３項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

８　乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

９　乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第２項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。

　この場合においては、第４項、第５項及び第７項の規定を準用する。

10　乙は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、甲に返還しなければならない。

11　乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12　乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、甲の指示に従わなければならない。

（設計図書に不適合な場合の措置等）

第13条　乙は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、甲が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

２　甲は、前項の不適合が甲の指示による等甲の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼし

たときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条　乙は、契約の履行に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を甲に通知し、その確認を求めなければならない。

⑴　設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

⑵　履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

⑶　設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2　甲は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3　甲は、前項の規定による調査について、乙の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、乙に通知しなければならない。ただし、甲は、当該期間内に乙に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果、第１項各号に掲げる事実が甲及び乙によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

⑴　第１項第１号に該当し、設計図書を訂正する場合	甲が行う。
⑵　第１項第２号又は第３号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの	甲が行う。
⑶　第１項第２号又は第３号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴わないもの	甲乙協議して行う。

5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条　甲は、前条第４項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条　乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2　甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を乙に通知しなければならない。

3　甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条　履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、乙が契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2　甲は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3　甲は、前２項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第18条　甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、乙に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2　甲は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3　前２項の場合において、甲は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第19条　第12条第７項（同条第９項後段において準用する場

合を含む。）、第13条第２項、第14条第５項、第15条、第16条第３項、第17条第３項又は前条第１項若しくは第２項の規定による履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、履行期間を変更し、乙に通知するものとする。

２　前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

（契約代金額等の変更の方法）

第20条　第12条第７項（同条第９項後段において準用する場合を含む。）、第13条第２項、第14条第５項、第15条、第16条第３項、第17条第３項又は第18条第３項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約代金額を変更し、乙に通知するものとする。

２　前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

３　第12条第７項（同条第９項後段において準用する場合を含む。）、第13条第２項、第14条第５項、第15条、第17条第３項、第18条第３項、第22条第４項、第23条ただし書又は第29条第３項の規定により甲が負担する費用の額については、甲乙協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更）

第21条　特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったと認められるときは、甲又は乙は、契約代金額の変更を求めることができる。

２　予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーションを又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。

３　前２項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約代金額を変更し、乙に通知するものとする。

４　前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

（臨機の措置）

第22条　乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　乙は、前項の場合においては、その執った措置の内容について甲に直ちに通知しなければならない。

３　甲は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

４　乙が第１項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、乙が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

（一般的損害）

第23条　契約の履行について生じた損害（第24条第１項又は第２項に規定する損害を除く。）は、乙の負担とする。ただし、当該損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、甲がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第24条　契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、甲がこれを負担しなければならない。ただし、乙がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

２　契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙がこれを負担しなければならない。

３　前２項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第25条　甲は、第12条第７項（同条第９項後段において準用する場合を含む。）、第13条第２項、第14条第５項、第15条、第16条第３項、第17条第３項、第18条第３項、第21条第１項若しくは第２項、第22条第４項、第23条又は第29条第３項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、設計図書の変更の内容を定め、乙に通知するものとする。

２　前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

（中間検査）

第26条　乙は、契約の履行に関し、甲が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に立会いの上、甲の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲がこれを負担しなければならない。

2　中間検査の実施の期日及び場所は、甲乙協議して定める。

3　乙は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4　乙は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

（完了検査）

第27条　乙は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を甲に通知しなければならない。

2　甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、乙の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲がこれを負担しなければならない。

3　乙は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前２項の規定を適用する。

（契約代金の支払）

第28条　乙は、前条第２項の規定による検査に合格したときは、甲に契約代金の支払を請求することができる。

2　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3　甲がその責めに帰すべき理由により前条第２項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（完了検査前の使用）

第29条　甲は、第27条第２項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2　前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3　甲は、第１項の規定による使用により乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第30条　乙は、別に定めるところにより、前払金の支払を甲に請求することができる。

（部分払及び部分検査）

第31条　乙は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、甲に対して、部分払を請求することができる。

2　部分払の回数及び時期は、あらかじめ甲の指定するところによる。

3　乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を甲に請求しなければならない。

4　甲は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲が負担しなければならない。

5　乙は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前２項の規定を適用する。

6　乙は、第４項の規定による検査に合格したときは、甲に部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

（部分払金の不払に対する契約の履行の中止）

第32条　乙は、甲が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2　甲は、前項の規定により乙が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は乙が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（かし担保）

第33条　甲は、契約の履行の目的物にかしがあるときは、乙に対して当該かしの修補又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、甲は、当該修補を求めることができない。

2　前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約の履行の目的物の引渡しの日から１年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

3　前項の規定にかかわらず、かし担保期間について設計図書で別段の定めをした場合は、その図書の定めるところによる。

4　甲は、契約の履行の目的物が第１項のかしにより滅失し、又はき損したときは、前２項に定める期間内で、かつ、甲がその滅失又はき損の事実を知った日から６箇月以内に第１項の権利を行使しなければならない。

5　第１項の規定は、契約の履行の目的物のかしが支給材料の性質又は甲の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅延の場合における損害金等）

第34条　乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2　前項の損害金の額は、契約代金額から履行済部分に相応する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が 100円未満であるときは全額を、 100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。ただし、遅延日数は、甲の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。

3　甲の責めに帰すべき理由により、第28条又は第31条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が 100円未満であるときは全額を、 100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（談合等不正行為に対する措置）

第34条の２　乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約代金額の10分の２に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙又は乙を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第２条第２項の事業者団体（以下「乙等」という。）が、この契約について独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反したとして、乙等に対する独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第51条第２項の規定により取り消されたときを含む。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第51条第２項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、乙等が、この契約について独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の３又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

2　前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3　第１項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（甲の解除権）

第35条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2)　その責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3)　第９条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。

(4)　契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(5)　前４号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(6)　経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(7)　第37条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約代金額（契約の一部の履行があったときは、これに相当する金額を控除した額とする。）の10分の１以内において甲の定める額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第35条の２　甲は、この契約に関して、乙が第34条の２第１項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第36条　甲は、契約の履行が完了しない間は、第35条第１項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第37条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が３分の２以上増減したとき。

⑵　第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の５（履行期間の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

⑶　甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

２　乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第38条　甲は、前４条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金額を乙に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

２　前項の場合において、第30条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額（第31条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、乙は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を甲に返還しなければならない。

⑴　解除が第35条及び第35条の２の規定に基づくとき。	当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が 100 円未満であるときは全額を、 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の利息を付した額
⑵　解除が前２条の規定に基づくとき。	当該余剰額

３　乙は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第１項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　乙は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５　乙は、この契約が解除になった場合において、履行場所に乙が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前２項の材料又は貸与品のうち甲に返還しないものを含む。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

６　前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

７　第３項前段又は第４項前段の規定により乙が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

⑴　解除が第35条及び第35条の２の規定に基づくとき。	甲が定める。
⑵　解除が前２条の規定に基づくとき。	乙が甲の意見を聴いて定める。

８　第３項後段、第４項後段及び第５項の規定により乙が執るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

（相殺）

第39条　甲は、この契約に基づいて甲が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて乙が負う債務と相殺することができる。

（補則）

第40条　この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号)(水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年３月水道局規程第７号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年３月交通局規程第11号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、甲乙協議して定める。

個人情報取扱特記事項

（平成18年３月）

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第１条　横浜市（以下「甲」という。）がこの契約において個人情報を取り扱わせる者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第２条　乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、甲に通知しなければならない。

（従事者の監督）

第３条　乙は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第４条　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用の禁止等）

第５条　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

（複写、複製の禁止）

第６条　乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、乙の管理下において使用する場合はこの限りではない。

（再委託の禁止等）

第７条　乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

２　乙は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

３　乙は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、乙及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

４　乙は、前項の約定において、甲の提供した個人情報並びに乙及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

（資料等の返還）

第８条　乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告、資料の提出等）

第９条　甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故発生時等における報告）

第10条　乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（研修の実施及び誓約書の提出）

第11条　乙は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負う

べき横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式１）及び研修実施報告書（様式２）を横浜市長に提出しなければならない。

２　乙は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書（様式１）及び研修実施報告書（様式２）を乙に提出させなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式１）及び研修実施報告書（様式２）を横浜市長に提出しなければならない。

（契約の解除及び損害の賠償）

第12条　甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1)　この契約による事務を処理するために乙又は再受託者が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

（様式１）

個人情報保護に関する誓約書

（提出先）
横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報の取扱い並びに横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所　　属	氏　　名 （自署又は記名押印）

（Ａ４）

（様式２）

平成　年　月　日

（提出先）

横浜市長

（提出者）

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙（全　枚）のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

（Ａ４）